

## やさしい国民年金相談室

### シリーズ⑫

#### 国民年金に加入しなければならぬ人とは？

問 近く会社をやめる予定ですが厚生年金の老齢年金を受けるには期間がたりません。国民年金に加入したいのですが、どのような手続きをすればよろしいですか。

答 日本国内に住所を有する二〇歳以上六〇歳未満の日本国民は、会社などに勤めてその公的年金制度の被保険者となる人以外はすべて国民年金に加入しなければなりません。つまり、国民はすべてなんらかの年金制度に加入しなければならぬきまりがあり、こういう人を「当然加入被保険者」といいます。

#### 朝田公平委員長

#### 全国表彰を受彰

都留市公平委員会委員長として多年にわたって当市の公平委員会業務に尽されている朝田甚氏（朝



日曾雄）は、このたび全国公平委員会連合会通常総会において、勤続八年の功績による表彰を受けました。

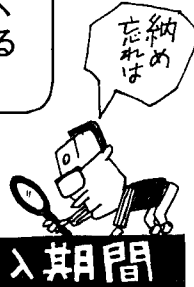
この表彰は、全国で一、六〇〇名以上にのぼる公平委員のなかから六十八名という少数の限られた委員に与えられた栄誉あるものです。今回の受彰に対し心からお祝い申し上げます。氏のお今後の活躍に、大いに期待が寄せられるところでありま

といいます。（被用者年金制度の加入者の配偶者や、すでに年金の支給を受けることのできる人は除きます。）おたずねの国民年金の加入手続きですが、その資格を取

得した日一つまり、会社を退職して厚生年金の被保険者でなくなつた日から十四日以内に「国民年金被保険者の資格取得の届書」を年金の窓口へ提出しなければなりません。年金手帳を所持している場合はそれを添付することが必要です。ここで大切なことは、自分で手続きをするということ、黙っていても自動的に国民年金の被保険者になるというものではないということです。

詳しくは電話（三一一一）内線二四二番までご連絡ください。

## まちがいなく年金をうけるために



### 加入期間

●もう一度チェックしましょう  
年金は、長い間保険料を納めてはじめてうけとる権利が得られます。もし、加入の届をしなかったり、長い間滞納していると、加入期間が足りなくなつて、年金をうけられなくなります。納め忘れの保険料がないか、もう一度、自分の年金をチェックしましょう。

●長く納めて大きな年金を

国民年金では、保険料を納めた期間が長くなるほど、うけとる年金額は大きくなります。たとえば二十五年間納めた人の年金額は約五十四万円ですが、四〇年納めると八十七万円近くになります。年金をうけとる権利ができた人も安心してしまわないで、六〇歳になるまでは忘れずに保険料を納めてできるだけ大きな年金をうけとるようにしましょう。

●引越し、結婚などのときは手続きが必要。

引越しをしたときには、住民票の住所と一致するように国民年金の手続きをしてください。

結婚、離婚などで氏名が変わったときは「氏名変更届」をします。

●就職、退職のときは、とくに注意しましょう。

国民年金に加入している人が就職したときは、会社の係に年金手帳を提出して、厚生年金に加入する手続きをもらい、あなた自身は市役所の窓口で国民年金の加入をやめる手続きをします。

反対に、勤めていて厚生年金に加入していた人が六〇歳前に退職したときは、市役所の窓口で国民年金に加入する手続きをしてください。この手続きをしないで長い間国民年金に加入しないでいると、将来、年金をもらえなくなることになりますから、注意しましょう。

#### 思わぬ事故にあつても

病気やケガをしたときにうける年金を、障害年金といっています。

障害年金は、その時以前より一年以上（厚生年金や共済組合などほかの年金制度の加入期間も通算される）保険料を納めた人がうける資格があります。

ただし、つぎの状態にあてはまる人だけが、障害年金をうけられるわけです。

一級障害：他人の助けを借りなければ、ほとんど自分の用をすることができない状態。六七五、九〇

〇円（月額五六、三二五円）

二級障害：他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は非常に困難な状態。五四〇、七〇〇円（月額四五、〇五八円）

この障害年金は、国民年金に加入中の事故による障害に関するものですが、二〇歳前で国民年金に加入していない事故についても、二〇歳になったときから、年金がでます。これを障害福祉年金とい、一級障害四三二、〇〇〇円、二級障害二八八、〇〇〇円の年金がでます。

#### 所得から控除される

#### 国民年金保険料

国民年金保険料として昭和五十六年中に納めた額はつぎのとおりです。（ただし一人分）

なお、社会保険料控除ですので証明書はいりません。

・一般の人：月額五一、八一〇円  
・付加納付の人：月額五六、六一〇円。

#### 社会保険相談

12月の相談日は

12月15日（火）

ご相談の際は被保険者証もしくは年金手帳、すでに年金を受けている方は年金証書をご持参くださるようお願い申し上げます。

なお、あらかじめ市民課年金係までご連絡ください。

☎（三一一一）内線二四二番